



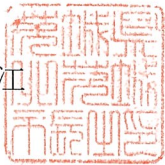
北茨城市告示第 109 号

令和8年9月11日発付の令和8年度固定資産税及び都市計画税に係る第2期督促状を送達するに当たり、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達することが不可能であるので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び北茨城市市税条例（昭和31年北茨城市条例第31号）第18条の規定により、下記のとおり告示する。

なお、上記の送達すべき書類は、北茨城市長が保管し、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所若しくは事業所が明らかになったとき、又は送達を受けるべき者からの申出があったときは、いつでもその送達を受けるべき者に送達する。

令和8年9月28日

北茨城市長 今 井 路 江



記

納税義務番号	住所、居所、事務所又は事業所	納税義務者氏名
5321290	東京都大田区萩中3丁目2番16号	坂本 道彦（村山 道博分）